

【開成山公園等 Park-PFI 事業】自動販売機設置の取扱いについて

1 要旨

開成山公園等 Park-PFI 事業公募設置等指針 P52 の「第 9 の 7 自動販売機の設置」における指定管理者の自動販売機設置については、以下の取り扱いとします。

2 設置方法等の詳細

1 設置方法

「指定管理者の自主事業」による設置を可能（市の承認の範囲内において、設置場所・台数等の提案が可能）とします。なお、提案においては、「収益の一部を市に還元することを必須」とします。

2 募集における提案方法

本事業において設置を希望する場合は、設置台数・場所や設置に係る収支計画、利益還元手法等について、事業参加申請書類において提案してください。

【提案時に記載を要する主な様式】

様式等	記載すべき内容
様式 13-1（投資計画及び収支計画）	（4）自主事業 … 指定管理期間（19 年間）の収支計画を記載 （販売収入、光熱水費、利益還元等）
様式 14-2（管理運営に係る事業計画書・管理運営に関する事項）	2 効用の最大限の発揮 6）自主事業に関する事項 … 設置の計画や考え方について記載
様式 14-4（自主事業に係る事業計画書）	設置場所や台数、設置の内容及び収支、利益還元の額や割合、還元方法の詳細を記載
任意様式（図面等）	設置を予定している場所が分かる図面

3 設置に係る使用料

設置にあたっては、郡山市都市公園条例第 10 条に規定する使用料【250 円/㎡・月】が発生しますが、同条例第 13 条（指定管理者が行う当該施設の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき等）に該当するものは、使用料を免除できることとしています。

手続の詳細については、事業者決定後に、詳細をお知らせいたします。

【Q&A集】

NO.	質問	回答
1	設置台数の上限はあるか。	上限設定等は現在想定しておりませんが、公募設置等指針 P52 の「第 9 の 7 自動販売機の設置」に記載の通り、「公共性を逸脱しない範囲」において、御提案ください。
2	設置が認められない場所はあるか。	公園内の景観上相応しくない、植栽の維持管理上好ましくない等の理由により、設置が認められない場所が生じる可能性があります。詳細については、整備内容を踏まえた協議が必要となります。
3	販売内容についての制限はあるか。	飲料・乳製品など、公園利用者の利便性向上に寄与するものの販売を想定しております。なお、たばこ及び公序良俗に反する物品など、公園での販売に相応しくない物品の自動販売機については、不可とします。
4	利益還元の下限額等はあるか。	還元の下限額等は設定しておりません。なお、還元内容については、公募設置等指針 P31 の「5 経費削減」に記載のとおり、選定に際しての評価対象となります。
5	指定管理期間内において、設置台数や内容等の変更は可能か。	都度、市と協議が必要となります。なお、原則として提案時の内容を下回らないものとします。
6	現在設置されている自動販売機はあるか。	本事業範囲内においては、現在設置されている自動販売機はありません。なお、隣接する開成山地区体育施設において、計 6 台（屋内水泳場 2 台、弓道場 1 台、陸上競技場 1 台、野球場 2 台）が現在設置されており、うち野球場設置の 2 台については、当該施設閉場時でも利用可能な位置（3 塁側外周）に設置されています。
7	事業申請者（共同事業者の構成団体を含む）以外の事業者【自動販売機ベンダー等】に設置を外部委託しても良いか。	外部委託も可とします。この場合、都市公園法第 5 条に規定する「公園施設設置・管理許可申請」については、実設置者（設置を外部委託する場合は、設置委託を受けた事業者）が行うものとします。なお、外部委託により設置した場合においても、本事業指定管理者の自主事業により設置したものであること確認した上で、郡山市都市公園条例第 10 条に規定する使用料を全額免除できることとしております。
8	設置に係る光熱水費等は指定管理事業会計と分ける必要があるか。	自主事業となりますので、指定管理業務仕様書 P23 の「第 5 の 1 実施条件」に記載のとおり、自主事業会計と指定管理会計は区分する必要があります。
9	様式 13-1（投資計画及び収支計画）における収支額の記載方法は。	設置を予定する公園の「3 収支計画（4）自主事業」において、見込まれる収入および支出額を計上してください。なお、設置に係る郡山

		市都市公園条例第 10 条に規定する使用料については、同条例第 13 条の規定により全額免除できることとしていることから、支出額の記載は不要です。
10	感染症拡大等の不可抗力により、想定より売上が減少した場合に、市からの補填等はあるか。	自主事業により設置した自動販売機については、指定管理業務仕様書 P31 の「第 8 リスク分担 1 リスク分担の範囲の前提」に記載のとおり、市からの減収補填等を行いません。